別紙（第６関係）

林業機械用資材高騰対策緊急支援事業補助金交付規則

令和８年11月６日
宮崎県造林素材生産事業協同組合

第１　趣旨

宮崎県造林素材生産事業協同組合（以下「県造素協」という。）は、林業機械用資材高騰対策緊急支援事業の実施に当たり、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）、林業機械用資材高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱（宮崎県環境森林部山村・木材振興課令和８年11月６日定め）、林業機械用資材高騰対策緊急支援事業実施要領（宮崎県環境森林部山村・木材振興課令和８年11月６日定め）に定めるもののほか、必要な事項を以下のとおり定める。

第２　補助対象者

この規則による補助金の交付の対象となる者（以下「事業主体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）　補助金の申請時点で、森林経営管理法（平成31年法律第35号）に基づき登録・公表されているひなたのチカラ林業経営者又は、地域再造林推進ネットワークに伐採事業者として登録されている者であること。

（２）　地方税法（昭和25年法律第 226号）第 321条の４及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

（３）　県税に未納がないこと。

（４）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（５）　その他補助が適当でないと知事又は県造素協が認める者でないこと。

第３　事業内容及び補助対象経費

県造素協は、事業主体が購入した以下の資材の経費に対し、補助を行う。

（１）　チェンソーオイル（チェンオイル）

（２）　チェンソーエンジンオイル（２サイクルエンジンオイル）

（３）　林業機械用作動油

（４）　ディーゼルエンジン用高品位尿素水（アドブルー等）

第４　補助単価及び補助金額

１　補助単価及び補助対象額

各事業主体が購入した第３の経費（補助対象品代）の補助単価及び補助対象数量は以下のとおりとする。

補助対象品	補助単価	補助対象数量	補助上限
①チェンソーオイル	64円/Ｌ	今年度購入量（Ｌ）	前年度購入量（Ｌ）
②チェンソーエンジンオイル	185円/Ｌ	今年度購入量（Ｌ）	前年度購入量（Ｌ）

③林業機械用作動油	85円/Ｌ	今年度購入量（Ｌ）	上限なし
④ディーゼルエンジン用高品位尿素水	12円/Ｌ	今年度購入量（Ｌ）	前年度購入量（Ｌ）

２　補助金額

補助対象品代の補助金額は、今年度購入量に補助単価を乗じた金額の合計とする。ただし、③を除き前年度購入量を補助上限とし、その超過した数量分については補助対象に含めないほか、補助金額の合計における千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(例)

補助対象品	今年度購入量(Ｌ) (a)	前年度購入量(Ｌ) (b)	補助対象数量(Ｌ) (c)	補助単価(円/Ｌ) (d)	補助金額(円) (c)×(d)
①	100	150	100	64	6,400
②	250	200	200	185	37,000
③	100	50	100	85	8,500
④	100	100	100	12	1,200
				合計	53,000

(注)(c)=(a)、ただし(a)≧(b)の時は(c)=(b)

第５　補助対象期間

令和８年４月１日以降に事業主体が購入した第３の資材で、令和９年１月31日までに購入先へ代金の支払を完了したものとする。

第６　補助金の交付の申請

補助金の交付の申請をしようとする者は、県造素協が別に定める期日までに事業計画書(別記様式第１号）を作成の上、県造素協に提出するものとする。

第６　補助金の交付方法

事業主体への補助金は、精算払により交付する。

第７　履行の確認

県造素協は、事業主体の領収書等により事業の履行を確認する。

附　則

この規則は、令和８年11月６日から適用する。

別記
様式第１号（第６条関係）

令和　年　月　日

住所
事業体名
役職・氏名

林業機械用資材高騰対策緊急支援事業計画（実績）書

１　事業計画（実績）の内容

事業主体※		今年度購入量	前年度購入量	補助対象数量	補助単価	補助金額
氏名・経営体名	補助対象品	(a)	(b)	(c)	(d)	(c)×(d)
		L	L	L		円
	①チェンソーオイル				64 円/Ｌ	
	②チェンソーエンジンオイル				185 円/Ｌ	
	③林業機械用作動油				85 円/Ｌ	
	④ディーゼルエンジン用高品位尿素水				12 円/Ｌ	
計		L	L	L		円
					小計	円
					合計	円

１　補助金額は、各補助単価に今年度購入量を乗じた金額の合計とする。ただし、③を除き前年度購入量を補助上限とし、超過した数量については補助対象数量に含めないほか、補助金額の合計における千円未満の端数は切り捨てること。
（例）　今年度購入量(a)が100Ｌ、前年度購入量(b)が50Ｌの時、補助対象数量(c)は50Ｌ

２　事業完了（予定）年月日